

(証券コード：5921)

2022年12月5日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目2番13号

川 岸 工 業 株 式 会 社

代表取締役社長 金本 秀雄

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、出来る限り、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月20日（火曜日）17時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 7階会議室
（末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第76期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）
事業報告ならびに計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本総会当日につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスクの着用、アルコール消毒などを実施する予定です。座席間隔の拡大を行うことにより、座席数が限られるため、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことを、あらかじめご了承ください。
 - ◎ 法令および当社定款第15条の定めに基づき、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を当社ホームページ（<https://www.kawagishi.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人、監査役および監査役会が監査をした対象の一部です。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類に修正する必要がある場合には、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.kawagishi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益状況に見合った配当を安定的に行うとともに、競争が厳しい鉄骨業界において、企業体質の強化及び事業の伸展による経営の安定を図るべく内部留保を充実させることを勘案して決定することとしております。

当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類、割当てに関する事項およびその総額

配当財産の種類は金銭とし、当社普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、231,882,640円となります。

② 剰余金の配当の効力が生ずる日

2022年12月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の責任免除について

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も引き続き適切な人材を確保できるようにするため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を変更案第30条に設けるものであります。
- ② 変更案第30条および第39条の損害賠償責任の範囲について、会社法第423条第1項に規定するものと明確化するものであります。

なお、定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|-------|
| 第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第16条～第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (取締役との責任限定契約)</p> <p>(新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第38条 (条文省略)</p> <p>第39条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②<u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>定款第15条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>②<u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>第16条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (取締役の責任免除および非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>②<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の充実を図るため、1名増員し取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社普通株式数 |
|---|-----------------------------------|---|-------------|
| 1 | かなもと ひでお 金本秀雄 (1950年8月24日生) | 1973年4月 当社入社 1986年9月 当社千葉第五工場長 1995年10月 当社千葉第一工場長 1998年12月 当社取締役 1999年12月 当社営業部長 2001年10月 川岸プランニング(株)取締役 2005年12月 当社東京支店製造担当 兼千葉第一工場長 2007年4月 当社東京支店製造担当 兼工務部長兼橋梁工事部長 2008年2月 当社東京支店製造部長 兼工務部長 2008年12月 当社常務取締役東京支店製造本部長 兼工務部長 2011年4月 当社常務取締役中国支店長 2012年12月 当社専務取締役大阪・中国地区担当 兼中国支店長 2014年4月 当社専務取締役西日本地区担当 2015年12月 当社代表取締役社長(現任) 2016年12月 川岸プランニング(株)代表取締役(現任) | 11,299株 |
| (取締役候補者とした理由) 金本秀雄氏は、入社以来、製造部門、営業部門、工務部門を歴任してまいりました。また、1998年に当社取締役に就任して以来、当社の経営に携わってまいりました。 2015年には当社代表取締役に就任し、当社の事業拡大に努めるとともに、経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてまいりました。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 普通株式数 |
|--|------------------------------------|---|-----------------|
| 2 | まつもと まさ のり 松本正憲 (1969年2月2日生) | 1991年4月 当社入社 | 5,573株 |
| | | 2010年4月 当社中国支店次長 | |
| 2013年4月 当社中国支店副支店長 | | | |
| 2014年4月 当社西日本支店長 | | | |
| 2015年1月 当社執行役員西日本支店長 | | | |
| 2016年12月 当社取締役西日本支店長 | | | |
| 2019年12月 当社常務取締役西日本支店長 | | | |
| 2020年12月 当社常務取締役西日本支店担当 (現任) | | | |
| (取締役候補者とした理由) 松本正憲氏は、入社以来、一貫して中国支店（現 西日本支店）の業務に携わっており、2014年4月からは西日本支店の支店長として、支店運営の責任者を務め、支店業績の拡大に努めてまいりました。また、2016年12月には当社取締役に就任し、当社の経営に携わってまいりました。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 3 | はやし のぶ ひこ 林伸彦 (1965年5月21日生) | 1991年4月 (株)協和埼玉銀行（現(株)りそな銀行） 新宿新都心支店入行 | 3,861株 |
| | | 2012年10月 (株)りそな銀行名古屋支店第五部長 | |
| 2018年10月 当社事務部長 | | | |
| 2019年10月 当社業務統括部長 | | | |
| 2019年12月 当社取締役業務統括部長 | | | |
| 2021年12月 当社常務取締役東京支店長 兼業務統括部長（現任） | | | |
| (取締役候補者とした理由) 林伸彦氏は、大手銀行における豊富な経験と、財務・人事に関する幅広い知識を有しております。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 普通株式数 |
|-------|--|-----------------------------------|-----------------|
| 4 | まつもと りゅうじ 松本龍丈 (1964年6月1日生) | 1987年3月 (株)茨城電業社入社 | 2,397株 |
| | | 1993年8月 当社入社 | |
| | | 2014年4月 当社東京支店営業部長 | |
| | | 2019年1月 当社執行役員東京支店営業部長 | |
| | | 2020年12月 当社取締役東京支店営業部長 (現任) | |
| | (取締役候補者とした理由) 松本龍丈氏は、当社に入社以来、主に営業面で当社を牽引し、当社業績の拡大に努めてまいりました。また、営業部門において強いリーダーシップを発揮しております。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 | | |
| 5 | ふか がた し こう 深瀉志向 (1964年1月22日生) | 1986年4月 当社入社 | 1,297株 |
| | | 2010年5月 当社東京支店千葉第三工場長 | |
| | | 2013年4月 当社東京支店千葉第一工場計画部長 | |
| | | 2015年4月 当社東京支店生産設計部長 | |
| | | 2019年2月 当社東京支店千葉第一工場長 | |
| | | 2020年1月 当社執行役員東京支店千葉第一工場長 | |
| | | 2021年12月 当社取締役東京支店千葉第一工場長 (現任) | |
| | (取締役候補者とした理由) 深瀉志向氏は、当社に入社以来、主に工場運営面で当社を牽引し、取引先との信頼関係構築に努めてまいりました。また、製造部門・生産管理部門において強いリーダーシップを発揮しております。 以上のことから、引き続き、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 普通株式数 |
|---|---|--|-----------------|
| 6 ※ | きよ とき やす お 清 時 康 夫 (1956年11月23日生) | 1979年4月 丸紅(株)入社 2008年4月 伊藤忠丸紅テクノスチール(株) (現 伊藤忠丸紅住商テクノスチール (株)取締役建築建材部長 2011年12月 当社社外取締役 2018年4月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼副社長執行役員 建築・鉄構部門長 2020年4月 同社顧問 2020年10月 (株)ヤマックス顧問 2020年12月 当社社外取締役退任 2022年4月 当社顧問(現任) | 一株 |
| (取締役候補者とした理由) 清時康夫氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を有しております。 以上のことから、当社の事業拡大および経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 7 | まつ ばら ひろ ゆき 松 原 弘 幸 (1962年5月11日生) | 1986年4月 丸紅(株)入社 2005年3月 MISA METAL FABRICATING INC. 社長 2014年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)鋼管部長 2019年4月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼執行役員 建築・鉄構部門長代行 2019年8月 長野鋼材(株)取締役(現任) 2020年4月 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼常務執行役員 建築・鉄構部門長(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 東鋼産業(株)取締役(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼常務執行役員建築・鉄構部門長 長野鋼材(株)取締役 東鋼産業(株)取締役 | 一株 |
| (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 松原弘幸氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 普通株式数 |
|---|---------------------------------------|--|-----------------|
| 8 | すが わら に こう 菅 原 二 康 (1964年1月2日生) | 1986年4月 京成建設(株)入社 1993年4月 日商岩井(株)入社 2012年4月 (株)メタルワン建材 (現 エムエム建材(株) 建築建材部長 同社鉄構部長 2014年4月 2015年4月 三井物産メタルワン建材(株) (現 エムエム建材(株) 本部長補佐 兼鉄構第一部長 2017年4月 エムエム建材(株)第一営業本部副本部長 2019年4月 同社執行役員第一営業本部副本部長 2020年12月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 エムエム建材(株)常務執行役員 第一営業本部長(現任) 2022年4月 エムエム建材販売(株)取締役(現任) (重要な兼職の状況) エムエム建材(株)執行役員第一営業本部長 エムエム建材販売(株)取締役 | 一株 |
| (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 菅原二康氏は、長年にわたり鋼材供給事業に携わり、鉄骨事業等に関する知見と企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社普通株式数 |
|---|-------------------------------------|--|-------------|
| 9 | かみ お さとし 神 尾 諭 (1959年12月16日生) | 1983年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 三ツ境支店入行 2002年10月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行) 伊奈支店長 2007年1月 (株)りそな銀行青戸支店長 2009年10月 同行難波エリア拠点統括部長 2012年4月 同行融資管理部長 2015年4月 りそなビジネスサービス(株) 執行役員ローン融資サポート部長 2016年10月 同社執行役員監査室長 2018年4月 同社常務取締役 2019年10月 (株)山王社外取締役監査等委員(現任) 2020年12月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)山王社外取締役監査等委員 | 一株 |
| (社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 神尾諭氏は、大手銀行における豊富な経験と他社における取締役経験に基づく豊富な経験と高い識見を当社取締役会の意思決定および経営監督に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 | | | |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 候補者9名と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松原弘幸氏、菅原二康氏および神尾諭氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は神尾諭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第30条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、その限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。これにより、松原弘幸氏、菅原二康氏および神尾諭氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。当該保険契約の内容については、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要(16頁)」に記載のとおりであります。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、行動制限緩和による経済活動の正常化が進み、緩やかな景気の持ち直しがみられました。一方で、ウクライナ情勢の出口が見えないなか、世界的な金融引き締めが急速に進み、米国経済の先行き悪化懸念、日米株価下落、円安の進行などの影響から、景気の先行きに対しては慎重な見方が増えております。

当業界におきましては、鉄骨需要の回復傾向が引き続きみられるものの、大型工事案件が鉄骨需要を下支えしている構造に変化は見られません。また、エネルギー価格および、鋼材、副資材の原材料価格はともに引続き高水準で推移しております。難航するゼネコンとの価格交渉と、メーカー、流通筋の値上げ姿勢に挟まれ、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社は受注に鋭意努力した結果、受注高は通期で前期比76.1%増の34,823百万円となりました。当期末の受注残高は、前期比75.9%増の28,266百万円となりました。

完成工事高は、工場の稼働率向上と収益認識基準の適用（原価回収基準）により、前期に比べ16.8%増の22,049百万円となりました。

(鉄骨事業)

主な受注工事は、「イビデン株式会社河間事業場セル6棟建設工事」、「中野駅自由道路・新駅舎及び駅ビル新築他（地上）」、「NHK放送センター建替工事」、「(仮称) グッドマンビジネスパークステージ6新築工事」、「(仮称) うめきた2期地区開発事業新築工事のうち南街区賃貸棟工事」、「長崎TEC増強工事 CR棟 (Step 3)」、「(仮称) JFEエンジニアリング株式会社笠岡製作所建設工事素管工場棟」であります。

主な完成工事は、「虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業施設建築物A街区」、「関東学院大学関内キャンパス新棟建設工事」、「(仮称) 東洋大学赤羽台キャンパス新校舎建設工事（C敷地）」、「警視庁志村警察庁舎改築工事」、「(仮称) 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業防災施設建築物A棟」、「広島駅南口計画（仮称）新築工事」、「長崎TEC CR棟（2期工事）」、「神戸発電所第3号・第4号（仮称）タービン設備土木建築工事」であります。

(プレキャストコンクリート事業)

主な受注工事は、「イビデン株式会社河間事業場セル6棟建設工事」、「(仮称) 品川プロジェクト新築工事」であります。

主な完成工事は、「勝どき東地区第一種市街地再開発事業施設建築物A1地区新築工事」、「(仮称) 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業防災施設建築物B棟」、「横須賀火力発電所1、2号機建設工事」であります。

損益面については、鋼材価格やエネルギー関連の高騰がありましたが、前期に受注した採算性の良い大型工事の完成により、営業利益は1,242百万円（前期比32.9%減）、経常利益は1,466百万円（同28.2%減）、当期純利益は951百万円（同29.4%減）となりました。

受注高、完成工事高および繰越受注高

（単位：百万円）

| 区 分 | 前期繰越 受注高 | 当 期 受注高 | 当期完成 工事高 (売上) | 次期繰越 受注高 |
|--------------|-------------|------------|---------------------|-------------|
| 鉄 骨 | 15,330 | 32,225 | 20,860 | 26,148 |
| プレキャストコンクリート | 735 | 2,597 | 1,189 | 2,117 |
| 合 計 | 16,066 | 34,823 | 22,049 | 28,266 |

注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資額は、作業効率向上を目的とした機械装置等の更新を中心に総額231百万円であります。なお、機械装置で主なものは、千葉第一工場の製品ストックヤード延長、高圧変電所1基・第三工場のH型鋼ショットブラストおよび岡山工場のH型鋼開先加工機の更新等で161百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はございません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社の主力事業である鉄骨業界におきましては、首都圏を中心とした大型再開発案件などの発注が順次見込めることから、需要には回復傾向がみられます。

しかしながら、厳しい受注競争の下、鋼材をはじめとした原材料価格および電気・ガス料金等のエネルギーのさらなる高騰、輸送コストの増大等により、企業収益への圧迫が懸念されます。また、絶対的な労働者人口の減少および労働者の高齢化が進む中、当業界における共通のリスクは人材不足と認識しています。

当社は、このような経営環境の中、収益性を確保しつつ、経営方針である「良い品質、低い原価、早い仕事」を徹底するため、次の課題に取り組んでまいります。

- ① 働き方改革を踏まえた職場環境の整備等による人材の確保と、2022年4月に開始した新人事制度を軸とした自律的な成長を促す人材の育成
- ② ロボットやB I M等、デジタル化の活用促進による設計および製造部門の技術力強化、生産設備の充実による生産性の維持向上
- ③ I S Oに基づいた品質管理を徹底し、生産工程を遵守することによる品質確保と納期の徹底

- ④ コーポレートガバナンスを強化し、企業の持続的な発展および社会とお客様からの信頼の獲得

(5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第73期 (2019年9月期) | 第74期 (2020年9月期) | 第75期 (2021年9月期) | 第76期 (当事業年度) (2022年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 受 注 高(百万円) | 18,395 | 24,052 | 19,774 | 34,823 |
| 完 成 工 事 高(百万円) | 23,102 | 19,913 | 18,873 | 22,049 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,099 | 801 | 1,348 | 951 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 377.52 | 276.70 | 466.50 | 328.59 |
| 総 資 産(百万円) | 27,197 | 28,575 | 29,224 | 30,766 |
| 純 資 産(百万円) | 23,276 | 23,704 | 24,961 | 25,718 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 7,993.68 | 8,221.07 | 8,632.09 | 8,872.97 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により、それぞれ算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社は、建設業法による特定建設業者として、国土交通大臣(特-29)第2581号の許可を受け、鉄骨構造物、建築用プレキャストコンクリート製品等の工事を受注し、工場において製作、組立を行い、現場工事施工を行う事業およびこれらに関連する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場 (2022年9月30日現在)

- ①営業所：本社、東京支店(東京都)、西日本支店(山口県)
- ②工 場：千葉第一工場、千葉第三工場(千葉県)、筑波工場(茨城県)
山口工場(山口県)、岡山工場(岡山県)、大阪工場(大阪府)

(9) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 令 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 327人 | 14人増 | 40.7歳 | 13.5年 |

(10) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式総数 3,000,000株 (自己株式 101,467株を含む)
(3) 当期末株主数 1,546名 (前期末比 57名減)
(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|-------------------|-------------------|
| 伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社 | 500 ^{千株} | 17.2 [%] |
| エムエム建材株式会社 | 500 | 17.2 |
| 川岸興産株式会社 | 155 | 5.3 |
| 神鋼商事株式会社 | 141 | 4.8 |
| Black Clover Limited Director Sakamoto Shungo | 140 | 4.8 |
| 内藤征吾 | 89 | 3.1 |
| 川岸隆一 | 82 | 2.8 |
| 株式会社りそな銀行 | 62 | 2.1 |
| INTERACTIVE BROKERS LLC | 56 | 1.9 |
| 上田八木短資株式会社 | 54 | 1.8 |

- (注) 1. 当社は、自己株式101,467株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(101,467株)を控除して計算(端数切り捨て)しております。

(5) 当事業年度中に職務の対価として会社役員に交付した株式の状況

| 役員区分 | 株式数 | 交付対象者数 |
|----------------|--------------------|----------------|
| 取締役(社外取締役を除く。) | 6,943 ^株 | 5 ^名 |
| 社外取締役 | — | — |
| 監査役 | — | — |

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2022年9月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 金 本 秀 雄 | |
| 常務取締役 | 松 本 正 憲 | 西日本支店担当 |
| 常務取締役 | 林 伸 彦 | 東京支店長兼業務統括部長 |
| 取締役 | 松 本 龍 丈 | 東京支店 営業部長 |
| 取締役 | 深 潟 志 向 | 東京支店 千葉第一工場長 |
| 取締役 | 松 原 弘 幸 | 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼常務執行役員建築・鉄構部門長 長野鋼材(株)取締役 東鋼産業(株)取締役 |
| 取締役 | 菅 原 二 康 | エムエム建材(株)常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材販売(株)取締役 |
| 取締役 | 神 尾 諭 | (株)山王社外取締役監査等委員 |
| 常勤監査役 | 箱 崎 一 彦 | |
| 常勤監査役 | 石 松 克 也 | |
| 監査役 | 工 藤 健 二 | 川岸興産(株)代表取締役社長 |
| 監査役 | 高 田 雅 章 | 神鋼商事(株)執行役員鉄鋼本部副本部長 神商鉄鋼販売(株)取締役 |

- (注) 1. 取締役松原弘幸、菅原二康、神尾諭の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役工藤健二、高田雅章の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役神尾諭、監査役工藤健二の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役箱崎一彦、石松克也の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 2022年9月30日現在の執行役員とその担当は、次のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|--------|-------|---------------|
| 社長執行役員 | 金本 秀雄 | |
| 常務執行役員 | 松本 正憲 | 西日本支店担当 |
| 常務執行役員 | 林 伸彦 | 東京支店長兼業務統括部長 |
| 執行役員 | 松本 龍丈 | 東京支店 営業部長 |
| 執行役員 | 深潟 志向 | 東京支店 千葉第一工場長 |
| 執行役員 | 村上 達也 | 東京支店 コンクリート部長 |
| 執行役員 | 入江 悟 | 西日本支店長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役および執行役員

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

i 被保険者の実質的保険料負担割合

保険料は当社負担としており、被保険者の実質的な負担はありません。

ii 填補対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金および訴訟費用等）について填補されます。

iii 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

違法な私的利益供与、犯罪行為等に起因する損害について填補されない旨の免責条項が付されております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員の報酬は、役位に応じて決定する基本報酬である「固定報酬」、毎期の業績達成度合いに応じて決定する業績連動報酬である「賞与」、そして当社の株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。当該方針については、会社の業績、個々の職務内容や成果等を総合的に考慮して取締役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年12月20日開催の第73回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。また、当該株主総会終結時の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）であります。また、2016年12月20日開催の第70回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。さらに、2019年12月20日開催の第73回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を付与することとし、その報酬額は上記の取締役の報酬限度額とは別枠で年額60百万円以内、当社の普通株式総数としては年70千株以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、毎年定時株主総会後の取締役会に諮っております。その決定権限を有する者は取締役会により委任された代表取締役社長金本秀雄であり、会社の業績や経営内容、各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定しております。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当職務や職責の評価を実施でき、当社を取り巻く経営環境等を熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであります。こうしたことから取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|----------------------|--------------------|-------------------|---------------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 賞与 | 株式報酬 | |
| 取締役 (うち社外 取締役) | 134,385 (4,800) | 87,700 (4,800) | 26,796 (—) | 19,888 (—) | 9 (3) |
| 監査役 (うち社外 監査役) | 19,734 (1,200) | 19,734 (1,200) | — | — | 5 (3) |

- (注) 1. 業績連動報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。当社は、事業活動の成果を示す指標として、本業での利益を示す営業利益を重要な指標と認識しており、取締役の業績連動報酬等も毎期の営業利益を基準にしております。当該報酬の決定に係る第75期の営業利益は1,852,244千円であります。
2. 非金銭報酬等として、取締役5名（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式割当契約に基づき、当社普通株式を交付しております。その交付状況は、2. 会社の株式に関する事項（14頁）に記載の通りです。
3. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記報酬等のほか、2021年12月21日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および社外監査役1名に対し、2019年12月20日開催の第73回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金845千円（取締役1名720千円、社外監査役1名125千円）を支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

| 地 位 | 氏 名 | 兼 任 の 状 況 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 松原 弘幸 | 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株) 取締役兼常務執行役員建築・鉄構部門長 長野鋼材(株)取締役 東鋼産業(株)取締役 |
| 取締役 | 菅原 二康 | エムエム建材(株)常務執行役員第一営業本部長 エムエム建材販売(株)取締役 |
| 取締役 | 神尾 諭 | (株)山王社外取締役監査等委員 |
| 監査役 | 工藤 健二 | 川岸興産(株)代表取締役社長 |
| 監査役 | 高田雅章 | 神鋼商事(株)執行役員鉄鋼本部副本部長 神商鉄鋼販売(株)取締役 |

- (注) 1. 伊藤忠丸紅住商テクノスチール(株)は当社の大株主であり、当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。
 2. エムエム建材(株)は当社の大株主であり、当社と鋼材取引および鉄骨等工事請負取引があります。
 3. 川岸興産(株)は当社の大株主であり、当社本社ビルの所有者であります。
 4. 神鋼商事(株)は当社の大株主であり、当社と鋼材取引があります。
 5. 当社と長野鋼材(株)、東鋼産業(株)、エムエム建材販売(株)、(株)山王、神商鉄鋼販売(株)との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役 松原 弘幸 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・ 取締役 菅原 二康 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。
- ・ 取締役 神尾 諭 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に大手銀行における豊富な経験および他社における取締役経験に基づき、適宜発言しております。
- ・ 監査役 工藤 健二 当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、また、監査役会12回のすべてに出席し、一級建築士としての建築設計業界における知見とともに、企業経営に携わっている経験に基づき、適宜発言しております。
- ・ 監査役 高田 雅章 2021年12月21日開催の定時株主総会で就任し、以降の取締役会10回のすべてに出席し、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に鋼材供給事業に携わってきた経験に基づき、適宜発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | |
|----------------------------|----------|
| ① 報酬等の額 | 21,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画概要書などを確認し、従前の事業年度における職務執行状況などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の報酬はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容の概要

(内部統制の基本的な考え方)

内部統制の充実は、業務の適正化・効率化等を通じ、様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャーの全体の信頼性を確保することになります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役は自己の担当する業務に係る法令を遵守し、業務を運営する責任と権限を有します。
 - ii 監査役は独立の機関として、取締役の職務の執行を監査します。
 - iii 内部監査室長を内部監査人として位置付け、業務運営の状況について監査を行います。
 - iv 業務統括部にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンスに係る行動規範、規程の制定をはかります。
 - v 「内部通報規程」を定め、社内規則及び企業倫理、社会通念等に違反する事実の早期発見を図るとともに、通報者がいかなる不利益も受けないことを明確にしています。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i 取締役会議事録は、法令に従い作成し、適切に保存・管理しています。
 - ii 重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、職務の執行に係る重要な文書は、適切に保存・管理しています。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制並びに取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i 損失の危険(リスク)については、「リスク・コンプライアンス規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めます。
 - ii 毎年9月、鉄骨需要の見通し、新技術・設備動向、顧客の動静、競合他社の動静等を調査、情報を集約し経営計画の見直しを行い、取締役会で審議します。
 - iii 決定された経営計画に基づき、支店、工場ごとの年度予算を策定し、業績管理を行います。
 - iv 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、重要な取締役会付議事項の事前協議及び取締役会決議事項の事後報告を実施する会議体として、経営会議を原則月1回開催します。さらに、経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入しています。

- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社、関連会社の管理担当者は、当社のコンプライアンス方針が各社に伝達され、当社の方針に背馳することがないように徹底する責任を負います。
 - ii 当社は、定期的子会社の取締役等と連絡会議を開催し、子会社の業務執行状況、法令遵守状況等の報告を義務づけています。
 - iii 当社は、子会社も含めた年度予算を策定し、その進捗管理等を実施することを通じて、職務執行の効率化を図ります。
 - iv 子会社における経営上の重要事項の決定に関しては、当社への事前報告・協議を義務づけるほか、必要に応じ、当社の役員又は従業員を派遣し、適切な指導・監督を行います。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- コンプライアンス担当者は監査役会事務局員を兼ねます。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- コンプライアンス担当者（兼監査役会事務局員）の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を得た上で決定します。また、監査役は、当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有します。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- i 取締役は、取締役会の権限に関する法令、定款を遵守するとともに、下記事項については、取締役会に報告する義務を負います。以って、監査役への報告を兼ねます。
 - a. 会社に著しい損害が生ずるおそれのある場合
 - b. コンプライアンス違反が発生した場合
 - c. 内部統制システムの運用状況
 - d. 品質欠陥の発生状況
 - e. 労働災害の発生状況
 - ii 前項に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。また、使用人に対し、監査役の調査権限及び報告を求める権限に関する法令の定めを周知徹底します。
 - iii 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議又は委員会へ出席することができます。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内規則に「内部通報制度」を定め、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底しています。
- ⑨ 監査費用等の処理に係る方針
通常の見査費用については、会社の事業計画及び監査役等の監査計画に応じて予算化し、企業不祥事発生時等の緊急の見査費用も含めて、請求のあった後、速やかに処理します。
- ⑩ その他監査役の見査が実効的に行われることを確保するための体制
上記⑤から⑨のほか、監査役見査活動が円滑に行われるよう環境整備に協力し、代表取締役との定期協議も実施しています。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
財務報告の信頼性を確保するための必要な内部統制体制を整備します。

(反社会的勢力排除に関する考え方)

当社は、反社会的勢力と関係を持つことは、社会的責任に反することと認識し、外部専門機関と連携し、取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を行いません。

(反社会的勢力排除に関する整備状況)

- a. 「反社会的勢力排除に関する規程」により、反社会的勢力に対する基本方針、対応部署及び対応方法を明確化。
- b. 社内規則に、服務規律として、反社会的勢力との関係排除、不当要求の拒絶を規定し、従業員に周知。
- c. 外部専門機関と連携し、その情報を収集し、必要に応じ社内に周知。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスコードへの取り組みについて、取締役会の適切な運営及びガバナンスの向上を図るために、大変重要視しております。この取り組みを継続して取締役会の機能向上、企業価値の向上を図ってまいります。

取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は毎月1回開催し、経営方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。

監査役会においては、監査方針・監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の見査、取締役の職務執行の見査、法令・定款等への遵守について見査いたしました。

また、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した基本計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益状況に見合った配当を安定的に行うとともに、競争が厳しい鉄骨業界において、企業体質の強化及び事業の伸展による経営の安定を図るべく内部留保を充実させることを勘案して決定することとしております。

当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類、割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金80円 総額は、231,882,640円
- ② 剰余金の配当の効力が生ずる日
2022年12月22日

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 22,251,688 | 流動負債 | 4,763,429 |
| 現金預金 | 6,793,722 | 工事未払金 | 3,753,852 |
| 受取手形 | 20,508 | リース負債 | 2,759 |
| 完成工事未収入金 | 14,814,985 | 未払費用 | 96,758 |
| 材料貯蔵品 | 539,313 | 未払法人税等 | 202,276 |
| 未収入金 | 16,198 | 預り金 | 306,528 |
| その他 | 66,961 | 工事損失引当金 | 43,337 |
| | | 賞与引当金 | 35,169 |
| | | その他 | 146,498 |
| | | | 176,248 |
| 固定資産 | 8,514,890 | 固定負債 | 284,539 |
| 有形固定資産 | 6,782,283 | リース負債 | 6,920 |
| 建物・構築物 | 2,101,786 | 退職給付引当金 | 205,018 |
| 機械・運搬器具 | 1,180,296 | その他 | 72,600 |
| 工具器具 | 47,526 | | |
| 土地 | 3,452,674 | | |
| 無形固定資産 | 38,625 | 負債合計 | 5,047,968 |
| 投資その他の資産 | 1,693,980 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 1,277,068 | 株主資本 | 25,432,286 |
| 関係会社株 | 4,650 | 資本金 | 955,491 |
| 長期貸付金 | 26,498 | 資本剰余金 | 589,380 |
| 長期前払費用 | 23,410 | 資本準備金 | 572,129 |
| 繰延税金資産 | 58,041 | その他資本剰余金 | 17,250 |
| 保険積立金 | 65,949 | 利益剰余金 | 24,077,824 |
| 貸倒引当金 | △26,498 | 利益準備金 | 238,872 |
| | | その他利益剰余金 | 23,838,951 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 27,055 |
| | | 配当平均積立金 | 1,200,000 |
| | | 別途積立金 | 20,568,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,043,896 |
| | | 自己株式 | △190,408 |
| | | 評価・換算差額等 | 286,322 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 286,322 |
| | | | |
| | | 純資産合計 | 25,718,609 |
| 資産合計 | 30,766,578 | 負債・純資産合計 | 30,766,578 |

損 益 計 算 書

(自 2021年10月 1 日)
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|------------------------|---------|------------|
| 完 成 工 事 高 | | 22,049,733 |
| 完 成 工 事 原 価 | | 19,939,020 |
| 完 成 工 事 総 利 益 | | 2,110,713 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 868,678 |
| 営 業 利 益 | | 1,242,034 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 40,829 | |
| 其 他 | 238,638 | 279,467 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 375 | |
| 其 他 | 55,014 | 55,389 |
| 経 常 利 益 | | 1,466,111 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,466,111 |
| 法 人 税, 住 民 税 及 び 事 業 税 | 563,552 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △49,311 | 514,240 |
| 当 期 純 利 益 | | 951,871 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

川岸工業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員 公認会計士 三井 智宇
代表社員 業務執行社員 公認会計士 辻田 武司

業務執行社員 公認会計士 小松 一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川岸工業株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月21日

川岸工業株式会社 監査役会

| | | |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 箱崎 一彦 | ⑩ |
| 常勤監査役 | 石松 克也 | ⑩ |
| 社外監査役 | 工藤 健二 | ⑩ |
| 社外監査役 | 高田 雅章 | ⑩ |

以 上

株主総会会場案内図



株主総会会場

東京都港区新橋一丁目18番1号

航空会館 7階会議室

- ※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
- ※ 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

株主総会当日における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対応について

- ※ 株主総会の議事は例年に比べて簡素化し、開催時間の短縮を予定しております。
- ※ 株主総会にご来場される株主の皆様には、受付にて検温させていただきます。検温にご協力いただけない場合、37.5℃以上の発熱がある場合、その他咳や体調不良をうかがわせる症状がある場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ※ 株主総会にご来場される株主の皆様には、マスクの着用およびご入場前の手指のアルコール消毒をお願いいたします。ご協力いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ※ 座席間隔を確保するため、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少します。そのため、ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことを、あらかじめご了承ください。
- ※ 役員、事務局および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。